

2023年3月24日

各位

株式会社 北海道銀行

**有限会社そらまめカンパニーと  
「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結**

北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、SDGs への取り組みの一環として、有限会社そらまめカンパニー（代表取締役 江本 勝典）とほくほくサステナブルファイナンス『ポジティブ・インパクト・ファイナンス型』※（以下、ほくほく PIF 型）の契約を締結しましたので、お知らせいたします。

**なお、本ローンは北海道銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスにより資金提供を行う第一号案件となります。**

※企業活動が経済・社会・環境にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資。

当行は、地域のお客さまとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

## 記

## 1. 契約企業：有限会社そらまめカンパニーの概要

所在地	北海道岩見沢市宝永町 207 番地 1	設立	2004 年 4 月
資本金	50 百万円	売上高	842 百万円

## 2. 本ファイナンスの概要


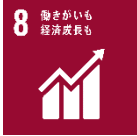

実行日	3 月 24 日（金）		
期間	5 年	資金使途	運転資金

## 3. そらまめカンパニーグループの取り組みについて（詳細は「評価書」をご参照ください）

企業概要	<p>そらまめカンパニーグループは、同社と空知環境総合株式会社の 2 社で構成され、岩見沢市で一般廃棄物や産業廃棄物の処分業を営んでおります。主に札幌圏から排出された産業廃棄物について、グループ内で収集から最終処分まで一貫して行える体制を整えております。</p> <p>同社は、産業廃棄物処理の社会的役割を子供たちを含めた地域社会に伝えることで、環境問題への関心を高める活動を実施しており、廃棄物削減、分別廃棄拡大による処分エネルギー（CO2 排出）削減、地域社会のエネルギー効率改善など、SDGs 目標達成に向けて取り組んでおります。</p>
------	--

## SDGs 達成に向けた取り組み事例

### ～ダイバーシティ経営の実践～

インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上
インパクト・カテゴリ	ポジティブ・インパクト 〈雇用〉、〈包括的で健全な経済〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	多様な人材が働きやすい社会環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境を確立する
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性従業員の積極的採用</li> <li>高齢な従業員の再雇用推進</li> <li>外国人従業員の積極的採用</li> <li>障がいを持つ従業員の積極的採用</li> <li>地元人材の積極的採用</li> </ul> <p>【KPI（そらまめカンパニーグループ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループでの女性従業員比率 20%以上を目指す (現状 16.6%→20%)</li> </ul>

#### 4. その他

インパクト評価	本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、株式会社道銀地域総合研究所が有限会社そらまめカンパニーの包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見（外部レビュー）を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。
モニタリング	当行は、インパクト評価で特定した有限会社そらまめカンパニーの KPI について、融資期間中にわたりモニタリングを行います。

#### 5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは 2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北海道銀行 経営企画部 サステナビリティ推進室 馬場 TEL 011-233-1009

コンサルティング営業部 事業性評価室 吉岡 TEL 011-233-1176

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

---

評価対象企業：【有限会社 そらまめカンパニー】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所



北海道銀行グループ

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、国連環境計画金融計画（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、有限会社そらまめカンパニー（以下、そらまめカンパニー）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、そらまめカンパニーに対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

## 本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	有限会社そらまめカンパニー
借入金の金額	200 百万円
借入金の資金使途	運転資金
モニタリング期間 (返済期限)	5 年

## 1. そらまめカンパニーの事業概要

企業名	有限会社そらまめカンパニー
従業員数	9 名(うちパート社員 1 名、2022 年 8 月末)
売上高	842 百万円 (2022 年 8 月期)
所在地・事業所	本社 北海道岩見沢市宝水町 207 番地 1 処分場 北海道岩見沢市日の出町 478 番 1 ほか
主たる事業分野	産業廃棄物処分業、一般廃棄物処分業
関係会社	空知環境総合株式会社

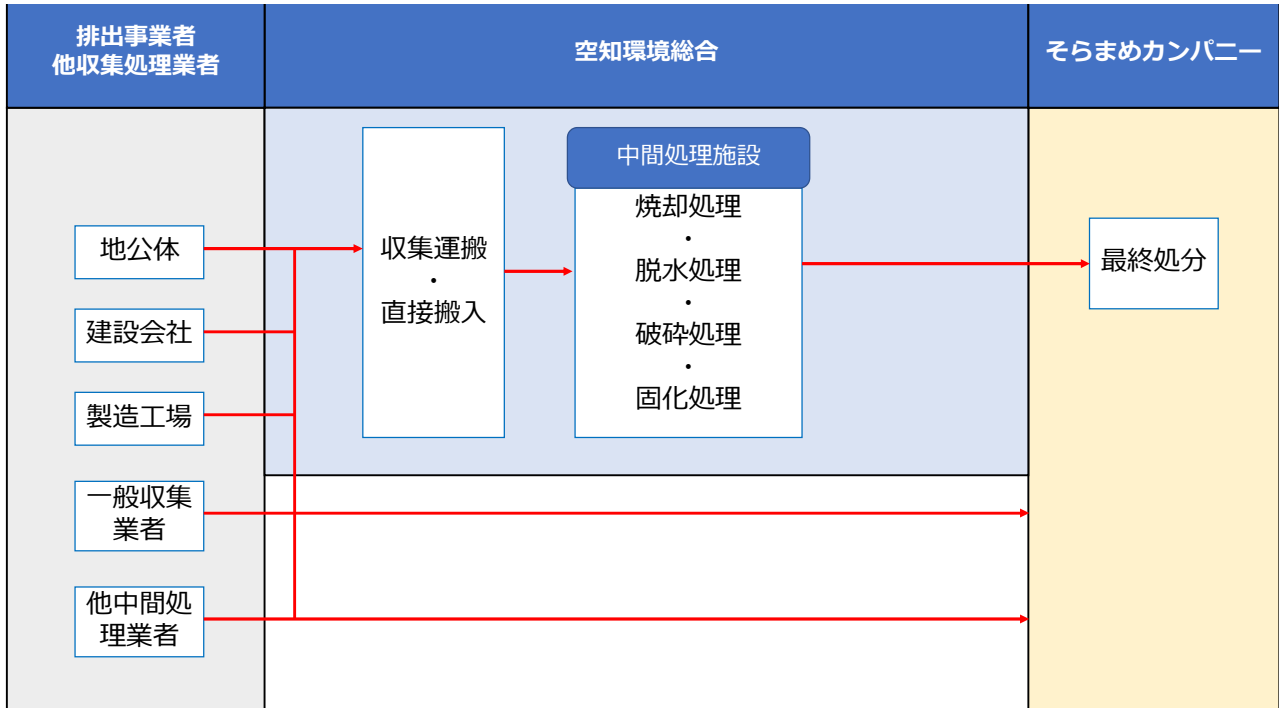
### ●沿革

2003 年 9 月	空知環境総合株式会社が別会社による産業廃棄物最終処分場設置を計画
2004 年 4 月	産業廃棄物最終処分場の建設を企図のため、空知環境総合株式会社などの出資により有限会社岩見沢パートナーシップ設立。同最終処分場の設置許可事前協議開始。
2006 年 2 月	同最終処分場設置許可取得
2012 年 3 月	同最終処分場変更許可取得
2013 年 8 月	産業廃棄物処分業取得
同年 8 月	同最終処分場稼動
2021 年 11 月	社名を有限会社そらまめカンパニーに変更

●事業活動

そらまめカンパニーは、岩見沢市で一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分業を営む。主に札幌圏から排出された産業廃棄物などについて、空知環境総合株式会社（以下、空知環境総合）やその他の一般収集業者が収集運搬し、空知環境総合は、所有する焼却炉などで中間処理を実施する。空知環境総合が所有する中間処理施設へ運搬されるもののほとんどが再生利用出来ない産業廃棄物であるため、空知環境総合で中間処理された後は、そらまめカンパニーにて最終処分（埋立）される。このように、空知環境総合とそらまめカンパニーのグループ（以下、そらまめカンパニーグループ）内で収集から最終処分まで一貫して行える体制を整えている。

<収集から最終処分までの流れ>



(出所) そらまめカンパニー提供資料を基に道銀地域総合研究所作成

そらまめカンパニーが取り扱う廃棄物のうち約 85%が産業廃棄物であり、その他に廃石綿などの特別管理産業廃棄物（8%）、一般廃棄物（7%）がある。また、空知環境総合は 1954 年からし尿の汲み取りも続けている。


そらまめカンパニーが取り扱う廃棄物を詳細な品目でみると、「管理型 混合廃棄物」が 33,041 トンと大半を占める。「管理型 混合廃棄物」は、埋立時に腐敗や分解などの性質変化を起こし、成分が溶出することで地下水を汚染するリスクがあるため、管理型処分場でのみ最終処分が可能である。その他の主な品目では、「廃プラ系混合廃棄物」が 6,634 トン、「石膏ボード」が 549 トン、「燃え殻」が 545 トンとなっている。

<2021 年度の処理品目内訳>

大まかな品目	処理構成比	詳細品目	処理量 (t)
産業廃棄物	84.9%	管理型 混合廃棄物	33,041
		廃プラ系混合廃棄物	6,634
特別管理産業廃棄物	8%	石膏ボード	549
		燃え殻	545
		廃プラスチック	333
一般廃棄物	7%	汚泥	173
		その他	415
うち、し尿	0.1%	合計	41,690

(出所) そらまめカンパニー提供資料を基に道銀地域総合研究所作成

<施設処理概要>

 <p>安定・管理型処分場</p>	<p>【処理能力】364,693 m<sup>3</sup></p> <p>【処理対象物】</p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器類くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。</p>
---	---

(出所)そらまめカンパニーHP

<産業廃棄物処理に関する許認可>

許認可名	区域	許認可番号
産業廃棄物処分業	北海道	第 00130170678 号
特別管理産業廃棄物処分業	北海道	第 00180170678 号
一般廃棄物処分業	岩見沢市	4 号



許可番号第00130170678号

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道岩見沢市宝水町207番地1

氏名 有限会社そらまめカンパニー  
代表取締役 江本 勝典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 平成30年(2018年)3月9日

許可の有効年月日 令和5年(2023年)3月7日

1. 事業の範囲  
埋立(燃え殻、汚泥(含水率85パーセント以下のものに限る。))、廃油(タールピッチ類に限る。)、廃プラスチック類(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるもの、また、燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。)以下余白。
2. 事業の用に供するすべての施設  
・施設の種類 安定型及び管理型最終処分場  
・設置場所 岩見沢市日の出町478番1,481番2,482番10,11,12,13,15,19,23,486番3,岩見沢市宝水町207番4,5  
・設置年月日 平成24年(2012年)12月25日  
・処理能力 32,455平方メートル  
364,693立方メートル  
・許可年月日 平成23年(2011年)4月1日  
・許可番号 空環生第2号
3. 許可の条件  
\*\*\*\*\*
4. 許可の更新又は変更の状況  
平成30年(2018年)3月9日更新時変更許可(埋立(燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。))を含む。)の追加。)
5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 春(無)

令和4年(2022年)10月31日許可証書換交付(事業の用に供する施設の変更) (空知総合振興局)



許可番号第00180170678号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道岩見沢市宝水町207番地1

氏名 有限会社そらまめカンパニー  
代表取締役 江本 勝典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和4年(2022年)11月1日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)10月10日

1. 事業の範囲  
埋立(廃石綿等)。以下余白。
2. 事業の用に供するすべての施設  
・施設の種類 安定型及び管理型最終処分場  
・設置場所 岩見沢市日の出町478番1,481番2,482番10,11,12,13,15,19,23,486番3,岩見沢市宝水町207番4,5  
・設置年月日 平成24年(2012年)12月25日  
・処理能力 32,455平方メートル  
364,693立方メートル  
・許可年月日 平成23年(2011年)4月1日  
・許可番号 空環生第2号
3. 許可の条件  
\*\*\*\*\*
4. 許可の更新又は変更の状況  
令和4年(2022年)11月1日許可の更新
5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 春(無)

令和4年(2022年)10月31日許可証交付

(空知総合振興局)

様式第6号(第6条関係)

許可番号 第 4 号

一般廃棄物処理業等許可証

所在地 岩見沢市宝水町207番地1  
事業者名 有限会社そらまめカンパニー  
代表取締役 江本勝典

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の一般廃棄物処理業等の許可を受けた者であることを証する。

岩見沢市長 松野 佳



許可の年月日 2021年4月1日

許可の変更年月日 2022年1月21日

許可の有効年月日 2023年3月31日

業 種	一般廃棄物処分業
事業範囲等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業範囲 ①市指定処理困難物の最終処分 ②岩見沢市内の一般廃棄物中間処理残渣の最終処分</li> <li>・一般廃棄物の発生場所 岩見沢市内一円</li> </ul> <p>～以下余白～</p>
許可条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の他関係法令を遵守すること。</li> <li>・その他、一般廃棄物の処分について市の指示に従うこと。</li> </ul> <p>～以下余白～</p>
その他	

(出所) そらまめカンパニーHP

## ●企業理念、経営方針

### <社是>

「みなさまのお役に立てるパートナーとして」

美しい自然と大切な資源を次世代へと残すべく社員一丸となって環境負荷を考慮し、適正な産業廃棄物処理を行っている。

## ●内部環境・外部環境

### ①内部環境

そらまめカンパニーの最終処分場は、2013年8月に空知管内の管理型最終処分場の一つとして稼働開始。空知環境総合が所有する中間処理施設では、「焼却処理・脱水処理・破碎処理・固化処理」と多様な中間処理が可能である。加えて、そらまめカンパニーが所有する管理型最終処分場では、「有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい」などの遮断型最終処分場でしか処分できない廃棄物を除く、ほとんどの産業廃棄物が処分可能である。この結果、そらまめカンパニーグループ内で、ほとんどの産業廃棄物の受け入れから中間処理、最終処分まで完結できる体制が確立されている。こうした体制が評価され、再開発事業が進んでいる札幌圏内から多くの産業廃棄物がそらまめカンパニーグループに集まる強みを持つ。

なお、現在稼働中の処分場は2～3年で搬入満了見込のため、新規の最終処分場を隣接地に新設する計画を遂行中である。

### 【ポイント】

- ・市街地近隣という良好な立地条件
- ・設備規模の大きさ
- ・そらまめカンパニーグループ内で、ほとんどの産業廃棄物の受け入れから中間処理、最終処分まで完結できる体制
- ・遮断型でしか処分できない廃棄物を除く、ほとんどの産業廃棄物を処理できる管理型最終処分場

### <焼却処理施設>



### 【処理能力】

施設①：15.8～38.5 t / 日


施設②：21.1～46.8 t / 日

### 【処理対象物】

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不燃物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器類くず、動物の死体、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）



<脱水処理施設（汚泥処理施設）>

	<p>【処理能力】 5.16 m<sup>3</sup>/日</p> <p>【処理対象物】 有機性・無機性液状物</p>
---	--

<その他施設>

<p>破砕処理施設</p>	<p>【処理対象物：処理能力】</p> <p>廃プラスチック類：1.375 t /日 紙くず：0.971 t /日 木くず：1.254 t /日 金属くず：1.209 t /日 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：1.824 t /日 がれき類：1.602 t /日</p>
<p>廃プラスチック類圧縮・梱包施設</p>	<p>【処理能力】 72.0 t /日</p> <p>【処理対象物】 廃プラスチック類</p>
<p>木くず破砕施設</p>	<p>【処理能力】 15.1 t /日</p> <p>【処理対象物】 木くず</p>

(出所)空知環境総合 HP

## ②外部環境

国内外で産業廃棄物の削減と抑制への取組みが進むことで産業廃棄物の減少が予想される。一方、改正バーゼル法の施行によってプラスチックごみの国内処理量が増加すると考えられ、そらまめカンパニーにおいても産業廃棄物の受入増加が見込まれる。その結果、当初想定したよりも早く、現在の最終処分場が満杯となる恐れがあり、新規の最終処分場での処分計画策定が急務となっている。

最終処分場が確保されている限り、外部環境がそらまめカンパニーの事業へ与える影響は少なく、事業基盤は確立していると考えられる。そのため、今後も安定した事業継続が見込まれる。

### 【参考】バーゼル法の改正（施行 2021 年 1 月 1 日）

バーゼル法（正式名：特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の省令改正により、2021 年 1 月 1 日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加されることが発表された。これにより使用済みプラスチックの国内での適正なリサイクルがこれまで以上に求められることになった。廃プラスチックの輸出入は、環境や人体へ悪影響を与える懸念から、中国が 2017 年末に輸入制限を行い、2018 年以降、東南アジア諸国も相次いで輸入制限、加えて一部の使い捨てプラスチックの生産や販売、利用を規制する動きもあった。

輸入された廃プラスチックによる環境への影響を受けて、2019 年 5 月にスイスで開かれたバーゼル条約第 14 回条約国会議（COP14）で「リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみ」を同条約の規制対象に追加する改正案が決議され、これに合わせて、同条約を担保する国内法である、バーゼル法の改正が発表された。法改正以前は、廃プラスチック（PVC を除き）は規制の対象外であったが、改正後は、基準に合わない廃プラスチックは「規制対象」として、輸出の前に輸入国の同意が必要となる。

### バーゼル条約付属書改正について

#### 〈途上国における廃プラの不適正処理〉



廃棄物管理の能力が低い国ではリサイクルの過程で環境中に流亡し、海洋汚染の懸念も。



**バーゼル条約で途上国への流れを  
輸出入の段階で管理**

#### 〈該非判断基準に基づく輸出入管理〉



税関の職員等が容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準を、汚れ、異物の混入、素材の単一性等の観点から策定。



**輸入国における環境保全及び円滑な  
輸出入管理・シップバックの防止**

(出所) 環境省、Re-Tem Corporation

## ●SDGs への理解と取組み

### ①省エネ・リサイクルなどへの取組み

そらまめカンパニーグループでは現在、そらまめカンパニーグループが回収した産業廃棄物のリサイクルへの取組みを検討している。まず初めに、回収した廃木材を破砕機で木質チップにして、地元花き農家のハウス(1戸40棟)へ納入する取組みである。花き農家では、冬場にハウス内の温度を調節するために重油ボイラーを使用しているが、環境問題意識の高まりに加えて昨今のエネルギー価格の高騰を受け、重油ボイラーから木質チップを燃料としたバイオマスボイラーへ切り替える要望があった。そこで、そらまめカンパニーへ木質チップの購入を相談したことをきっかけに、検討を始めることとなった。

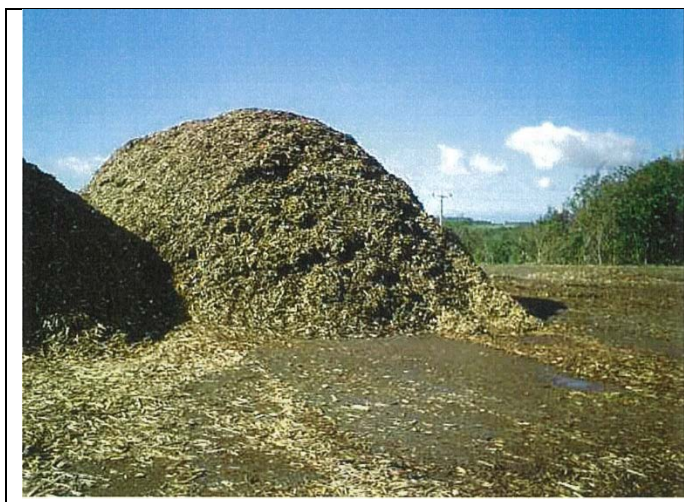
このような中、そらまめカンパニーグループでも回収した廃木材の再利用は検討していたものの、再生エネルギーの買取制度であるFIT制度(固定価格買取制度)においては、未利用木材は32円/1kWhに対して、建設資材廃棄物は13円/1kWhであるため、燃料としての廃木材の販売メリットは少なく、再利用が進んでいなかった。そこで、そらまめカンパニーは、休眠中であった破砕機を活用して夏場に木質チップを生産、冬期間にハウス栽培で使用する暖房用のバイオマスボイラーの燃料として、2023年末を目途に木質チップのテスト納入を実施する予定。このリサイクル事業が稼働すれば、花き農家にとっては燃料コストの削減に加え二酸化炭素の削減も実現可能となるため、そらまめカンパニーグループの取組みは地域の省エネ、リサイクル活動に貢献する結果になることが期待される。

その他、①廃プラスチックやプラスチックごみを廃棄物固形燃料にするRPF事業、②廃石膏ボードを主原料とする農業用土壌改良資材事業、③空知環境総合の焼却炉における発生熱再利用事業の展開について検討を進めている。その中でも焼却炉の発生熱の再利用については、今のところ近隣で再利用ができる施設がないため、数年後に予定している最終処分場の新設に合わせて発生熱の再利用ができる仕組みづくり(例えば、養殖池等の施設での利用など)を考えている他、廃棄物処分場のテーマパーク化も構想している。テーマパークには、そらまめカンパニーグループの中間処理施設や最終処分場に見学コースや公園を設置し、地域住民に対して娯楽並びに環境教育の学びの場として開かれた施設を提供したいと考えている。こうした取組みを通じて、処分場のイメージを変え、地域から親しまれる企業となることを目標にしている。

なお、BCP(事業継続計画)については、リスクマネジメントの観点から必要性は高まっていると認識しているため、今後の課題として対応していく方針である。

<木質チップ>

<使用予定のバイオマスボイラー>



(出所) そらまめカンパニー提供資料より引用

## ②地域並びに社会貢献活動、CSR 活動、ボランティア活動などの取組み

### ・SDGs 教室の開催

そらまめカンパニーグループでは、子どもたちに楽しく環境問題を学んでもらいたいという思いから、独自の SDGs 教室を開催している。そらまめカンパニーの産業廃棄物処理施設へ社会科見学に来る地元の小学生を対象に、社長自ら自社業務の説明に加え、廃棄物処理の重要性、持続可能なまちづくりなどに関する説明を行っているほか、地元の中学生を対象に職場体験活動も行っている。

### ・SDGs を楽しく学ぶイベント「そらフェス」の開催

そらまめカンパニーグループが中心となって環境イベント「そらフェス」を開催している。本イベントは、SDGs や環境問題について地域住民が楽しく学ぶことを目的に 2020 年 8 月に初めて開催した。子供向けのクイズ大会、著名タレントやコスプレイヤーによる各種ステージイベントのほか、こども縁日コーナー、打ち上げ花火大会、SDGs クイズ大会、ダンス大会などを実施。1 回限りのイベントとする予定であったが、イベントへの反響が大きかったため、以後、複数回開催している。

### ・岩見沢発祥 SDGs キャラクターの活用

そらまめカンパニーでは、環境問題や SDGs についてより一層の理解を深めるために【環境（Environment）を守る（Defend）戦士】=【E-Defender（イー・ディフェンダー）】という大地・水・火・風・空を象徴させる 5 人の SDGs 戦士を制作している。このキャラクターデザインの制作に当たっては、市内の障がい者施設「特定非営利法人岩見沢あかり家」に依頼、地元発祥のキャラクターであるとともに、障がいのある人の雇用にも貢献している。同キャラクターは、「そらフェス」や各種イベントでの活動以外にも、エコバッグやペーパークラフトといったグッズにして配布しているほか、岩見沢市内の小学校に入学する新入生全員に同キャラクターの鉛筆や消しゴムなどの文具を無料で配布しており、SDGs 活動への啓蒙活動に尽力している。また、同キャラクターはごみ収集車や市内を走るバスにもラッピングしており、キャラクターの認知度向上により環境問題、ひいては SDGs への興味へとつながるよう幅広く展開している。



SDGs 教室の様子



キャラクターをラッピングしたバス

(出所)北海道放送株式会社 HP



岩見沢発祥 SDGs キャラクター  
E-Defender (イー・ディフェンダー)



2022年「そらフェス」案内

(出所)そらフェス公式 Twitter

### ・将来的な SDGs の推進

そらまめカンパニーでは、自社で主体的に取り組んでいる SDGs の啓発普及活動を通じて、地域住民とともに環境問題や SDGs について理解を深めることを目指している。産業廃棄物処理業が社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが、循環型社会の構築を進める上で重要であることを地域住民とともに考えていく意向である。

持続可能な地域をつくっていくためには、住民の参加が必要不可欠であり、地域の課題や目標に対して包括的な視点を一人ひとりが持ち、地域全体で取り組むことが重要である。

このため、そらまめカンパニーでは行政や関係団体などと連携を図りながら、若年層向けの啓発普及活動を促進、地域での SDGs 体験の機会をより一層増やしていくことにより、地域課題に関して多方面の視点や考えを持てる人材を育成する取組みを推進していく考えである。

### ・その他取組み

そらまめカンパニーは、「SDGs 寄付型私募債」により、SDGs 達成に向け積極的に取り組む団体・基金に寄付を行った(道銀 SDGs 私募債 2022 年 8 月)。資金調達にあわせて、金融機関と連携して将来を担う人材育成や地域の社会福祉への支援を行った。

#### 【寄付先】

子供の未来応援国民運動「子供の未来応援基金」

#### 【寄付先概要】

すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、国が推進する「子供の未来応援国民運動」の一環として創設。子供の貧困対策に草の根で取り組む NPO などの活動を支援している。

弊行は、下記のとおり、道銀SDGs私募債を引受しましたのでお知らせします。  
 今回の道銀SDGs私募債の発行を記念して、発行企業から指定のあったSDGsに取り組む団体・基金へ、当行から寄付を行います。  
 私募債の発行は企業規模、財務、収益内容についての厳しい発行基準(適債基準)をクリアすることが必要であり、道銀SDGs私募債発行企業は優良企業として社会的評価がなされています。

道銀SDGs私募債の概要	
銘柄	有限会社そらまめカンパニー 第3回無担保社債 (北海道銀行・北海道信用保証協会共同保証付)
発行額	1億円
発行日	2022年2月28日
期間	7年
資金使途	事業資金
寄付先	子供の未来応援国民運動「子供の未来応援基金」 すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、国が推進する「子供の未来応援国民運動」の一環として創設。子供の貧困対策に草の根で取り組むNPOなどの活動を支援しています。
発行企業概要	
企業名	有限会社そらまめカンパニー
設立・創業	2004年4月
所在地	岩見沢市宝水町207番地1
代表者	代表取締役 江本 勝典
資本金	5千万円
業種	産業廃棄物処理場
ホームページ	<a href="http://www.sorachi.co.jp">http://www.sorachi.co.jp</a>
事業内容・SDGs取り組み等	同社は産業廃棄物処理業を行っている企業です。2022年2月に旧社名「有限会社岩見沢パートナーシップ」から「有限会社そらまめカンパニー」へ社名変更となりました。地域の子ども達に環境問題やSDGsを教える「そらフェス」を定期的で開催するなど、SDGsへの取り組みを進めています。
企業からのメッセージ	美しい自然と大切な資源を次世代へと残すべく社員一丸となって環境負荷を考慮し、適正な産業廃棄物処理を行っています。

北海道銀行は、SDGs達成に向けた取り組みを応援します

〈該当するSDGsの目標〉



SDGは Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDG宣言」を表明しました。



道銀 SDGs 私募債の発行の概要

(出所)北海道銀行 HP

## 2.【そらまめカンパニー】の包括的分析

### ● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所がインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリーとして、「水（入手可能性）」、「保健・衛生」、「雇用」、「エネルギー」、「水（質）」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「廃棄物」、「包摂的で健全な経済」を確認した。一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクト・カテゴリーとして、「保健・衛生」、「雇用」、「水（質）」、「大気」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」を確認した。

なお、標準値からの追加および削除項目は下記の通りとなった。

・追加項目：ポジティブ・インパクトでは、「教育」、「経済収束」

「教育」は業務に必要な資格取得を従来から奨励しているため、「経済収束」は産業廃棄物の収集から処理、処分まで一貫したサービス提供が可能なビジネスモデルを構築しているため、追加した。

・削除項目：ポジティブ・インパクトでは、「水（入手可能性）」、「保健・衛生」、「エネルギー」、「水（質）」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「廃棄物」

ネガティブ・インパクトでは、「生物多様性と生態系サービス」

「水（入手可能性、質）」、「保健・衛生」、「土壌」については、ポジティブ・インパクトに係る取組みはしていないため、特定していない。「生物多様性と生態系サービス」については、既存の最終処分場の建設において、これまで生物多様性にネガティブなインパクトを与えるような開発はしていない。今後、新たな最終処分場用地の取得に際し、ネガティブなインパクトを与える可能性はあるものの、その際は低減されるよう取組む意向である。

各インパクト・カテゴリーに対して、ネガティブ・インパクトとその低減策、ポジティブ・インパクトとその向上に対するそらまめカンパニーの活動をプロットし、更に SDGs のゴール及びターゲットへの対応関係についても評価した。

各事業の所在地は国内であり、事業別に UNEP 分析ツールによりポジティブ、ネガティブな項目を判定したものが以下になる。

<特定したインパクト一覧>

	ポジティブ	ネガティブ	項目	ポジティブインパクトの向上	ネガティブインパクトの低減
水（入手可能性）	0.0	0.0			
食糧	0.0	0.0			
住居	0.0	0.0	<b>保健・衛生</b>		●
保健・衛生	0.0	1.0	<b>教育</b>	●	
教育	1.0	0.0	<b>雇用</b>	●	●
雇用	1.0	1.0	<b>水（質）</b>		●
エネルギー	0.0	0.0	<b>大気</b>		●
移動手段	0.0	0.0	<b>土壌</b>		●
情報	0.0	0.0	<b>資源効率・安全性</b>		●
文化・遺産	0.0	0.0	<b>気候</b>		●
人格と人の安全保障	0.0	0.0	<b>廃棄物</b>		●
正義・公正	0.0	0.0	<b>包摂的で健全な経済</b>	●	
強固な制度、平和、安全保障	0.0	0.0	<b>経済収束</b>	●	
水（質）	0.0	1.0			
大気	0.0	1.0			
土壌	0.0	1.0			
生物多様性と生態系サービス	0.0	0.0			
資源効率・安全性	0.0	1.0			
気候	0.0	1.0			
廃棄物	0.0	1.0			
包摂的で健全な経済	1.0	0.0			
経済収束	1.0	0.0			
その他	0.0	0.0			

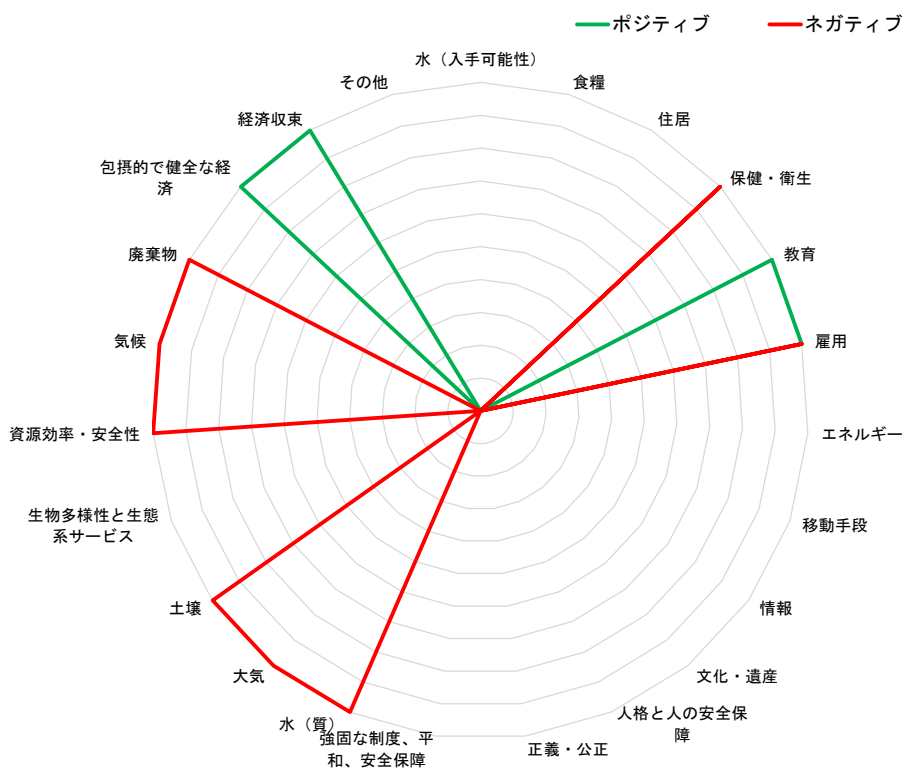
(出所)UNEP 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトと PIF 原則及びモデル・フレームワークにより特定したインパクトの項目の関連は以下になる。

インパクト	特定したインパクト項目
グループ内で中間処理、最終処分まで一貫した廃棄物処理サービスの提供	〈経済収束〉
環境保全対策の徹底	〈水（質）〉、〈大気〉、〈土壌〉
二酸化炭素排出量の削減やペーパーレス化への取組み	〈資源効率・安全性〉、〈気候〉、〈廃棄物〉
ダイバーシティ経営の実践	〈雇用〉、〈包摂的で健全な経済〉
社内教育を通じた労働環境の改善、人材育成の強化	〈保健・衛生〉、〈教育〉、〈雇用〉

〈特定したインパクトレーダー〉



(出所)UNEP 分析ツールより道銀地域総合研究所作成



### 3. そらまめカンパニーに係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの内容を記載する。

- 【グループ内で中間処理、最終処分まで一貫した廃棄物処理サービスの提供】

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上
インパクト・カテゴリ	ポジティブ・インパクト(経済収束)
影響を与える SDGs の目標	
内容・対応方針	廃棄物処理サービスの安定した提供を実施し、地域社会へ貢献する。
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分に至るまでの工程をグループ内で実施</li> <li>・廃棄物処分業者として、地域に貢献する</li> </ul> <p>【KPI（そらまめカンパニー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2028 年までに、最終処分量を 2021 年度比+ 3 %の 4.3 万トンを達成する</li> </ul>

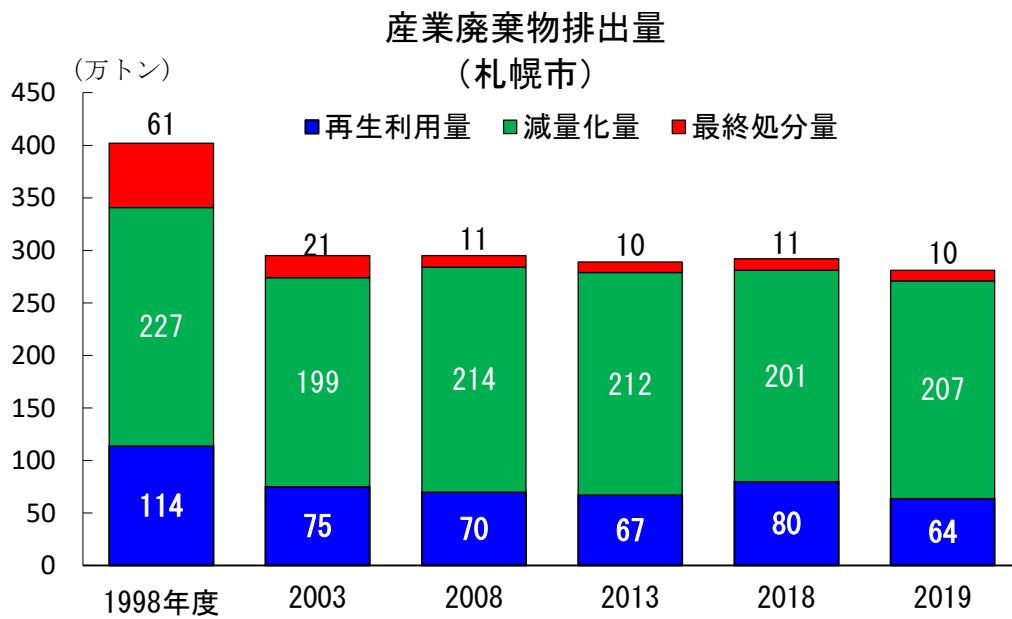
そらまめカンパニーグループでは、事業者が排出した産業廃棄物の収集・運搬から中間処理、最終処分（埋立）まで一貫したサービスを提供する事業スキームを通じて、地域経済の成長や雇用の創出など地域社会へ貢献している。

産業廃棄物処分施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラである。また産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる事業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的位置づけは年々重くなってきている。

そらまめカンパニーグループでは、主に札幌圏から排出される産業廃棄物を取り扱う。札幌市内から排出される産業廃棄物量をみると、2013 年度から 2018 年度まで概ね 300 万トン弱で推移。直近 2019 年度は 281 万トンの産業廃棄物が排出されている。同年度の産業廃棄物排出量を処分状況別にみると、資源として再生利用される量は 64 万トン、中間処理で減量された量は 207 万トン、最終処分（埋立）される量は 10 万トンとなっている。一方、直近 2021 年度のそらまめカンパニーにおける最終処分量は 4.2 万トンにのぼる。比較年度や排出・処理地域が複雑であるため単純比較は出来ないものの、札幌圏から排出され最終処分される産業廃棄物の安定的な処理について、そらまめカンパニーが大きく貢献しているといえる。

このように、そらまめカンパニーグループの廃棄物処理サービス事業は、地域経済の持続的な成長に帰するものであり、地域経済にとって必要不可欠な存在であることが分かる。

<札幌市における産業廃棄物の排出量と処理状況の推移>






(出所) 北海道、札幌市の資料を基に道銀地域総合研究所作成

さらにそらまめカンパニーグループでは、社会貢献や地域交流の取組みを推進している。

そらまめカンパニーグループが独自に開催するSDGs教室では、地域の子供たちに、自社の仕事や環境問題について楽しく学んでもらう機会を積極的に創出している。また、そらまめカンパニーグループが中心となって開催するイベント「そらフェス」では、環境問題やSDGsについて地域住民が楽しく学ぶ場を提供している。こうした取組みにより、地域住民の交流を積極的に促し、地域貢献のサポート役としての役割を担っている。

● 【環境保全対策の徹底】

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
インパクト・カテゴリー	ネガティブ・インパクト〈水（質）〉、〈大気〉、〈土壌〉
影響を与えるSDGsの目標	  
内容・対応方針	管理型最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況を公表する。
毎年モニタリングする目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の種類、性状、及び特性を契約書、マニフェスト、目視などで確認</li> <li>・各項目についてそれぞれ定められた周期で点検し、月次で状況を報告する</li> </ul> <p>【KPI（そらまめカンパニー）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の維持管理状況の公表</li> </ul>

産業廃棄物の最終処分場（埋立地）では、建設廃棄物などの埋立後に発生する可能性のある硫化水素ガスへの対応が重要となっている。そらまめカンパニーでは、二次公害を起こさないよう環境保全対策を徹底している。その対策の一つとして、そらまめカンパニーでは毎月、最終処分場周辺の人孔（マンホール）、調整池、高速道路奥の3か所にて硫化水素測定を実施し、そらまめカンパニーHPで公表している。

<硫化水素測定表>

(有)そらまめカンパニー 硫化水素測定表

1ppm=1/ 1,000,000

採取日	地点	天気	気温(℃)	湿度(%)	風向	風速(m/s)	採取時間	硫化水素(ppm)
6月27日	人孔	くもり	26.6	64	南西	0.7	10:52	<0.002
	調整池	くもり	26.2	58	南	0.9	11:01	<0.002
	高速道路奥	くもり	25.6	65	静穏	0.4未満	10:38	<0.002
6月28日	人孔	くもり	21.0	67	静穏	0.4未満	8:10	0.017
	調整池	くもり	23.0	65	静穏	0.4未満	8:20	<0.002
	高速道路奥	くもり	24.2	62	静穏	0.4未満	8:35	<0.002
6月29日	人孔	雨	21.5	82	静穏	0.4未満	8:30	<0.002
	調整池	雨	21.5	81	静穏	0.4未満	8:10	0.003
	高速道路奥	雨	21.6	79	静穏	0.4未満	8:20	<0.002
6月30日	人孔	くもり	20.4	75	静穏	0.4未満	8:05	<0.002
	調整池	くもり	20.6	77	静穏	0.4未満	8:20	<0.002
	高速道路奥	くもり	20.3	76	静穏	0.4未満	8:35	<0.002
7月1日	人孔	くもり	24.1	65	西	1.0	8:52	<0.002
	調整池	くもり	20.9	73	南西	0.7	8:30	<0.002
	高速道路奥	くもり	23.0	68	静穏	0.4未満	8:42	0.003
7月2日	人孔	小雨	21.0	73	静穏	0.4未満	8:23	<0.002
	調整池	小雨	20.5	66	静穏	0.4未満	8:10	<0.002
	高速道路奥	小雨	20.9	71	静穏	0.4未満	8:18	<0.002
7月4日	人孔	晴	31.6	54	北東	1.0	8:38	<0.002
	調整池	晴	30.9	57	静穏	0.4未満	8:30	<0.002
	高速道路奥	晴	29.6	55	静穏	0.4未満	8:22	<0.002
7月7日	人孔	晴	30.0	52	静穏	0.4未満	9:47	<0.002
	調整池	晴	30.2	58	静穏	0.4未満	9:36	<0.002
	高速道路奥	晴	30.0	50	静穏	0.4未満	10:04	<0.002
7月8日	人孔	曇	28.7	57	静穏	0.4未満	8:38	<0.002
	調整池	曇	24.7	67	南西	0.9	8:25	<0.002
	高速道路奥	曇	26.0	61	静穏	0.4未満	8:32	<0.002
7月11日	人孔	晴	27.7	52	西	0.5	8:48	<0.002
	調整池	晴	28.9	55	南	1.0	9:05	<0.002
	高速道路奥	晴	28.7	40	静穏	0.4未満	8:42	0.003

(出所) そらまめカンパニーHP

また、そらまめカンパニーでは、管理型最終処分場の維持管理に関する計画と維持管理状況の公表を実施している。廃棄物処理法第3条第1項及び同法第11条第1項において、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理されなければならないとされている。こうした排出事業者の責任厳格化をふまえ、①排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を簡易迅速に得られることが求められている、②廃棄物処理施設に対する国民の不信感や不安感を払しょくするため、毎月維持管理状況を公表することが義務付けられている。

そらまめカンパニーHPにおいても、浸出水や周縁モニタリング井戸地下水の水質調査に加え、飛散・流出防止、火災対策、害虫などの発生防止、騒音・振動及び粉じん防止、悪臭防止、異常事態への対応、作業時間管理といった環境管理への取り組みを実施し公表している。

### <維持管理に関する報告書>

5) 月次水質検査記録表(採水日:1月20日)

採取場所	COD mg/l	BOD mg/l	pH	SS mg/l	Cl <sup>-</sup> mg/l	T-N mg/l	残留塩素 mg/l	大腸菌群数 個/cm3	電気伝導度 S/m	ホルマリン mg/l
浸出水処理装置処理放流水		10	7	8	-	24	-	-	-	
周縁モニタリング井戸地下水上流	-	-	-	-	11	-	-	-	0.107	
周縁モニタリング井戸地下水下流	-	-	-	-	9	-	-	-	0.086	
浸出水	-	101	6.7	43	158	48	-	-	0.65	

6) 年次水質検査記録表



採取場所		上流観測井戸	下流観測井戸
採取日		令和4年2月11日	令和4年2月11日
カドミウム(Cd)	mg/l	0.0003未満	0.0003未満
全シアン(CN)	mg/l	0.1未満	0.1未満
鉛(Pb)	mg/l	0.001未満	0.001未満
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	mg/l	0.04未満	0.04未満
砒素(As)	mg/l	0.001未満	0.001未満
総水銀(T-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀(R-Hg)	mg/l	0.0005未満	0.0005未満

(出所) そらまめカンパニーHP

さらにそらまめカンパニーでは、異臭対策のため浸出水の浄化設備更新を行うことで、作業の効率化を図るとともに、二次公害を起こさないような取り組みも進めている。

こうした排出事業者の責任厳格化に伴い、産業廃棄物処理業者へのコンプライアンス管理が高く求められる状況にある。このためそらまめカンパニーグループでは、コンプライアンス遵守について最重要項目としてグループ内全体で周知、社内勉強会を通じて全社員に対してコンプライアンス意識向上の徹底にも注力している。

● 【二酸化炭素排出量の削減やペーパーレス化への取組み】

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
インパクト・カテゴリー	ネガティブ・インパクト(資源効率・安全性)、(気候)、(廃棄物)
影響を与えるSDGsの目標	 
内容・対応方針	二酸化炭素排出削減目標を設定し、達成に向けた各種施策を実行する。 DX 推進によるペーパーレス化を進展させる。
毎年モニタリングする目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素排出量の削減</li> <li>・ペーパーレス化 (DX 推進)</li> </ul> <p>【KPI (そらまめカンパニーグループ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2028 年まで毎年、二酸化炭素排出量を前年比 1 %削減</li> </ul>

① 二酸化炭素排出量の削減

そらまめカンパニーグループでは、2019 年より二酸化炭素排出量の削減への取組みを進めている。空知環境総合の現在の計画では、2020 年を基準年として、以降毎年 1 %削減し、2023 年に基準年比 3 %削減を目標としている。空知環境総合の事業において二酸化炭素を排出する項目は、「事業系電力」、「灯油」、「ハイオク」、「ガソリン」、「軽油」に分類される。空知環境総合では、二酸化炭素排出削減目標の達成のため、それぞれの項目に対して四半期ごとの目標値と達成するための施策を決定しており、四半期ごとのスケジュールに沿って管理されている。

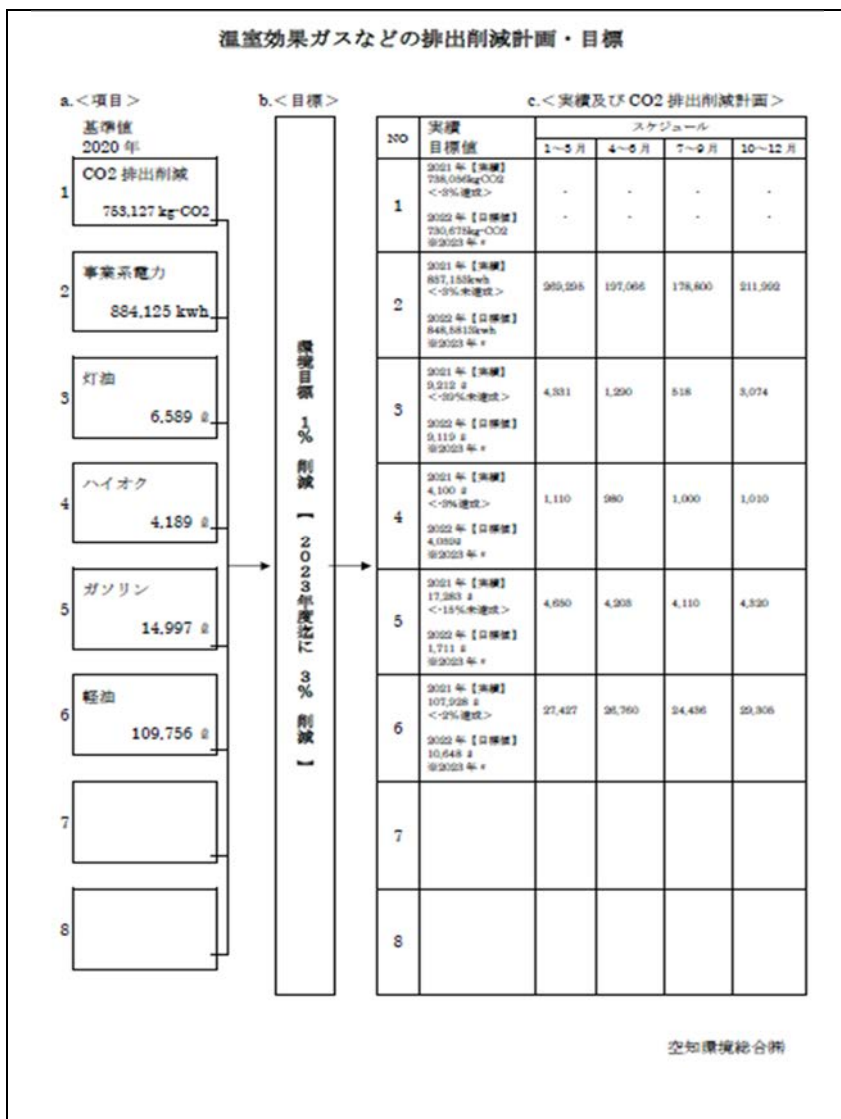
<項目別施策>

項目	二酸化炭素排出削減	電力及び灯油	ガソリンなど
施策	電力、化石燃料の使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用箇所電源 OFF</li> <li>・室内温度の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急発進、急加速させない</li> <li>・車両整備、空気圧、オイル交換</li> </ul>

また、空知環境総合では使用する収集運搬車を 4 トン車から 3 トン車への入れ替えを実施した。通常、最大積載量の少ない運搬車に変更した場合、収集運搬における積載量が減少し、回収効率が低下してしまう。一方、空知環境総合では、収集運搬車の積載率や回収効率などの向上を図ることにより、この課題を解決しており、二酸化炭素排出量の削減につながっている。他方、そらまめカンパニーでは、市内の他事業者に先駆けて最終処分場施設内の照明について、LED への切り替えも実施。LED 照明は消費電力が少ないため、結果として二酸化炭素排出量を抑制することが可能である。さらに、LED 照明の特徴のもう一つが長寿命である。LED 照明は白熱電球の約 20 倍以上・蛍光灯の約 3 倍以上の寿命があり、交換回数が少なく済むため、製造や販売によって排出される二酸化炭素が削減される。

これらの取組みにより、そらまめカンパニーグループで排出する二酸化炭素排出量の削減を図っている。

＜二酸化炭素排出削減計画・目標＞



② ペーパーレス化への取組み

そらまめカンパニーグループでは、ペーパーレス化の取組みを進めている。紙を使えば使うほど、原料である木材の過剰消費により環境破壊や地球温暖化につながるため、人類及び地球環境全体にとって深刻な懸念点である。現在は世界的に「持続可能な社会」、つまり環境破壊をせずに維持・継続できる社会の確立への動きが加速しているが、空知環境総合では、Microsoft Windows 95が発売された1995年当初から、ワープロからパソコンへの切り替えを実施するなど、20年以上前から紙を減らす努力を続けている。そらまめカンパニーグループでは現在、①グループ内サーバーのクラウド化、②経理業務における会計ソフトの導入、などグループ内の業務をDX化することでペーパーレス化をさらに進めている。

③ リサイクル事業への取組みの検討

なお、そらまめカンパニーグループでは現在、そらまめカンパニーグループが回収した産業廃棄物のリサイクルへの取組みを検討している。具体例としては、回収した廃木材を破砕機で木質チップ化し、地元の花き農家へ納入するリサイクル事業を検討中である。このリサイクル事業が稼働すれば、花き農家にとっては燃料コストの削減に加え二酸化炭素の削減も実現可能となるため、地域の省エネ、リサイクル活動に貢献する結果になることが期待される。

● 【ダイバーシティ経営の実践】

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上
インパクト・カテゴリー	ポジティブ・インパクト〈雇用〉、〈包摂的で健全な経済〉
影響を与えるSDGsの目標	  
内容・対応方針	多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境を確立する。
毎年モニタリングする目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性従業員の積極的採用</li> <li>・高齢な従業員の再雇用推進</li> <li>・外国人従業員の積極的採用</li> <li>・障がいを持つ従業員の積極的採用</li> <li>・地元人材の積極的採用</li> </ul> <p>【KPI（そらまめカンパニーグループ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループでの女性従業員比率 20%以上を目指す（現状 16.6%→20%）</li> </ul>


そらまめカンパニーグループでは、多様な人材の活用を推進している。性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めており、女性の活躍には特に注力している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が2016年に施行されるなど、近年女性の活躍の拡大が社会的に求められている。ただ、そらまめカンパニーグループが所属する産業廃棄物収集・処分業界ではこれまで、業種柄どうしても「男社会」というイメージが強く、女性が就業するにはハードルが高いと考えられていた。そこで、そらまめカンパニーグループでは、仕事内容自体に男女の区別が無いことなどを積極的にPR。業界イメージ刷新への取組みが奏功した結果、女性の就業増加につながっている。また、実際に現場で従事する女性従業員に対しては、社内勉強会を通じて業務を把握してもらうことで、女性が働きやすい社内環境づくりへの取組みも進めている。

こうした取組みにより、そらまめカンパニーグループでは、女性従業員の割合が向上している（女性従業員 10名／全グループ社員 60名）。

その他、そらまめカンパニーグループでは現状雇用していないものの、過去に外国人従業員や障がいを持つ従業員を採用した際には、働きやすい環境を整備するといった取組みなどを実施した経緯がある。また、p.7に記載した通り、そらまめカンパニーの「E-Defender（イー・ディフェンダー）」というキャラクターのデザインの制作に当たっては、市内の障がい者施設「特定非営利法人岩見沢あかり家」に依頼することで、障がいのある人の雇用にも貢献している。また、現状の従業員は全て地元出身者で構成されている。今後も地元の雇用機会の創出を図るため、積極的な採用を続ける意向である。

● 【社内教育を通じた労働環境の改善、人材育成の強化】

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上、ネガティブ・インパクトの低減
インパクト・カテゴリー	ポジティブ・インパクト<教育> ネガティブ・インパクト<保健・衛生>、<雇用>
影響を与えるSDGsの目標	
内容・対応方針	社内教育の推進を通じて、ワークライフバランスや働き方改革の取組みを進めることにより、労働環境の改善とともに、人材育成の強化を図る。
毎年モニタリングする目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇取得率 100%の維持</li> <li>・全社員平均残業時間ゼロを目指す</li> <li>・従業員の資格取得体制の充実</li> </ul> <p>【KPI（そらまめカンパニーグループ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇取得率 100%の維持</li> <li>・業務に必要な資格取得にかかる経費について、会社で全額負担する取組みの継続</li> </ul>

そらまめカンパニーグループでは、社内教育の推進を通じて労働環境の改善や人材育成の強化に注力している。




そらまめカンパニーでは、同業他社からヘッドハンティングした中間管理職を中心に、業務の効率化及びミスを防ぐための業務マニュアルや、現場で行っている業務のプロセスを可視化するための業務フローなどを策定している。現在では、iPadや動画を活用しながら2～3回／月の頻度で社内勉強会を開催。業務を熟知している中間管理職が勉強会の内容を策定することで、社員にとっては勉強内容が身近なものに感じられ、また当事者目線で勉強会の内容を捉えられるため、出席率が改善し、全社員の業務スキルの標準化及び向上につながる結果となっている。

またそらまめカンパニーグループは、従業員の資格取得体制の充実にも取り組んでいる。業務に必要な重機やクレーン、フォークリフトなどの運転に係る公的免許やその他の資格の取得については、社員のスキルアップを図る教育訓練の一環のため、資格取得に必要な経費は会社で全額負担している。さらに、現状では資格保有者はいないものの、公害防止管理者や環境計量士などの資格取得も奨励している。

こうした社内教育の推進により、ワークライフバランスや働き方改革の取組みが進展している。勉強会で活用している業務フローの改善を通じて、有給休暇取得率 100%、残業時間ゼロなどの実現を目指すなど、労働環境の改善に注力している。全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 56.3%である中、産業廃棄物処理業界の属する「他に分類されないサービス業」は 54.2%と全業種平均を下回っている。一方、そらまめカンパニーでは全社員の有給休暇取得率は 100%を達成している。一方、残業時間については、豪雪地帯特有の除排雪に絡む残業が発生していることも影響し、従業員平均 20 時間／月の状況であるものの、取組み前に比べ残業時間の減少につながっている。



<社内教育>

手順書	
手順書名	過酸化水素水注入方法（ガス抜き管）
作成日	2022/12/1
作業場	安定型・管理型最終処分場
作成者	●●●●
工程	作業内容
過酸化水素水 濃度調整	1㎡タンクに970Lの水を入れた後に、過酸化水素水（35%）30Lを入れて濃度1%に調整する
	
① 過酸化水素水トラック（車番 7630）	② 過酸化水素水のタンク
	
③ 過酸化水素を作るためタンク 上部のふたを開けて水のホースを 入れる	④ 水の配管

業務マニュアルの一部





安全衛生教育勉強会の様子

（出所）そらまめカンパニー提供資料より引用

#### 4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲




そらまめカンパニーの事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

- グループ内で中間処理、最終処分まで一貫した廃棄物処理サービスの提供

	ターゲット	内容
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



期待されるターゲットの影響としては、事業者が排出した産業廃棄物の収集・運搬から中間処理、最終処分まで一貫したサービスを提供することを通じて、地域社会の重要なインフラを担うとともに、地域経済の持続的な成長に貢献する。

- 環境保全対策の徹底

	ターゲット	内容
	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。




期待されるターゲットの影響としては、産業廃棄物の処理による二次公害を起こさないよう、毎月の硫化水素ガスの発生状況や水質点検を実施しており、環境の保全に貢献する。また、企業においては環境に配慮した事業活動を行うことで企業価値向上につながり、持続可能な経営の実現に貢献する。

● 二酸化炭素排出量の削減やペーパーレス化への取組み

	ターゲット	内容
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。


期待されるターゲットの影響としては、二酸化炭素排出量の削減に寄与し、気候変動問題への取組みに寄与する。また、ペーパーレス化への取組みを通じて、廃棄物の削減に寄与する。こうした取組みは、企業価値向上につながり、持続可能な経営の実現に貢献する。

● ダイバーシティの実践

	ターゲット	内容
	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるような職場づくりを進めることで、多様な人材が活躍できる地域社会の形成に貢献する。また、企業においては組織活性化や生産性の向上につながり、持続的な経営の実現に貢献する。

● 社内教育を通じた労働環境の改善、人材育成の強化

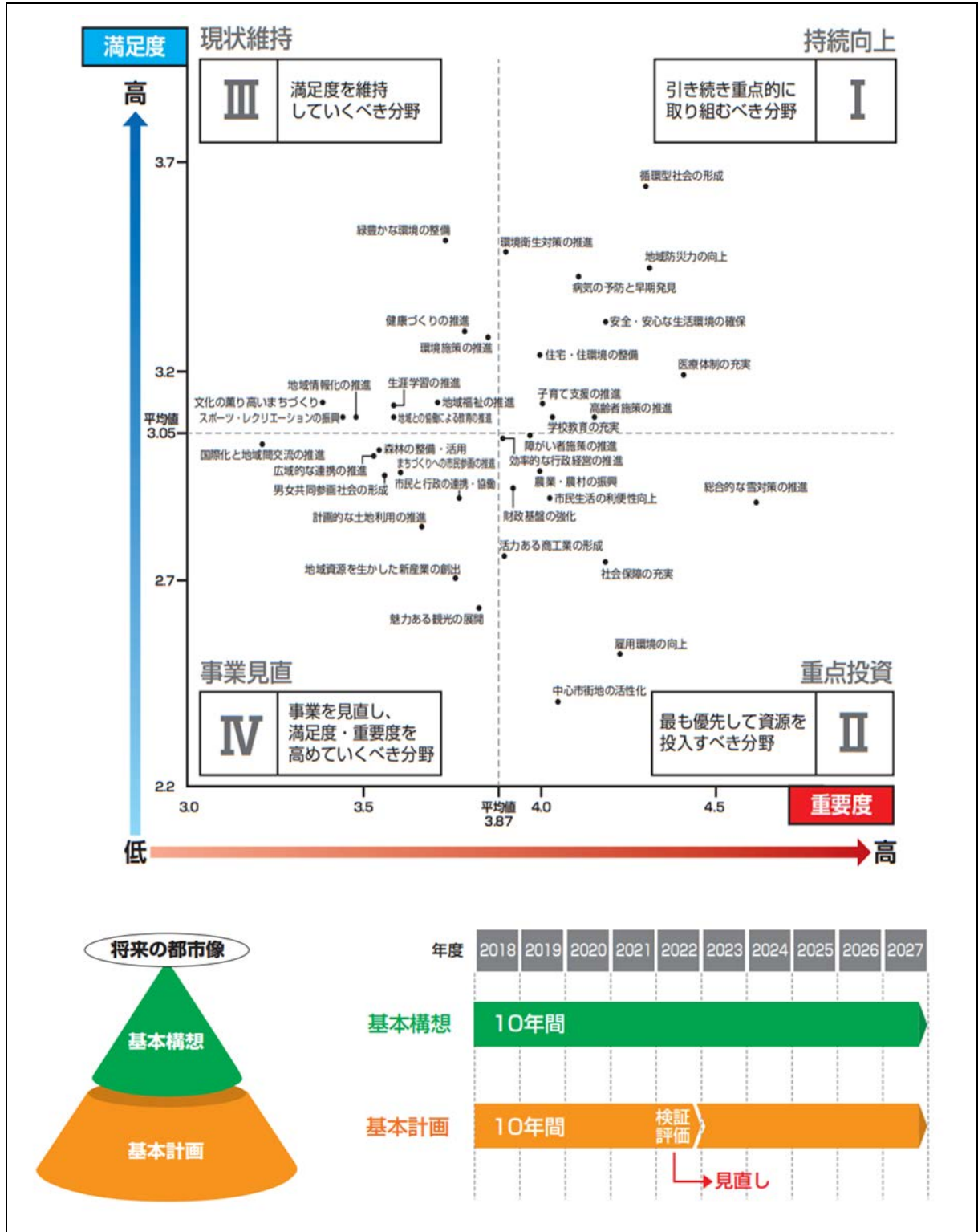
	ターゲット	内容
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

期待されるターゲットの影響としては、社内勉強会を通じたワークライフバランスや働き方改革の取組みに加え、必要な資格取得奨励を進めることで、労働環境の改善や人材育成の強化に寄与する。また、企業においては、企業においては組織活性化や生産性の向上につながり、持続的な経営の実現に貢献する。

● 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

そらまめカンパニーが拠点を置く岩見沢市では、「岩見沢市総合開発計画基本構想（昭和44年3月策定）」の策定以来、改定を重ね現在の「第6期岩見沢市総合計画（2018～2027年度）」（以下、計画）に則り市政運営がなされている。岩見沢市は、第5期の「新岩見沢市総合計画（2008～2017年度）」が進む2015年4月に「まちづくり基本条例」（以下、条例）を施行し、翌年6月には「健康経営都市」を全国の自治体として初めて宣言した。

条例の施行以降初めての改訂となった現在の計画は、18歳以上の市民1万人を対象とした大規模なアンケートを実施した上で策定された。アンケートの回答内容は数値化され、分野ごとに取組むべき優先順位をつけており、岩見沢市が抱えている課題が可視化されている。



(出所) 岩見沢市「第6期岩見沢市総合計画」

こうした課題を踏まえて計画は、「基本構想」と「基本計画」の2本柱で策定された。その中では、6つの基本目標、32の基本施策、81の取組方針を定め、具体性の高いものとなっている。

なお、2022年度には計画の中間検証を実施した。その内容によれば、一部施策に関しては新型コロナウイルスの感染拡大による影響がみられたものの、全体としては時代の変化に対応した新しい取組みにも着手しており、一貫性を持ちつつ順調に計画は進んでいると結論付けられている。

### 基本目標1 (防災・防犯・地域コミュニティ)

## 地域で支え合う 安全・安心なまち

「安全・安心」は、まちづくりの基本となるものです。

災害の発生に備えた地域防災力の向上を図るとともに、冬期間の安全確保や消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策・消費者保護など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた環境整備を進めます。



▲市民参加による防災訓練

#### 基本施策

- 1 地域防災力の向上
- 2 総合的な雪対策の推進
- 3 消防・救急体制の充実
- 4 安全・安心な生活環境の確保
- 5 地域コミュニティの活性化
- 6 男女共同参画社会の実現

### 基本目標4 (子ども・子育て・教育・文化)

## 豊かな心と生きる力をはぐくむまち

安心して子どもを産み育てることができる環境のもと、地域全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、未来を担う子どもたちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育む社会を創ります。

市民一人ひとりが健康で心豊かな人生を過ごすことができるよう、生涯学習の充実や、芸術文化・スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。



▲子ども・子育てひろば「えみふる」

#### 基本施策

- 1 子ども・子育て支援の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の振興と社会教育の充実
- 4 芸術文化・スポーツの振興

### 基本目標2 (健康・福祉・医療)

## みんなが健康で元気に暮らせるまち

市民一人ひとりが生きがいをもって元気で健康に暮らすことができれば、まち全体が元気になります。

誰もがいつまでも健やかで生き生きと暮らすことができるよう、市民の健康づくりや高齢者・障がい者福祉、地域医療の充実に努め、地域全体で市民の元気で健康な生活を支える「健康コミュニティ」を推進します。



▲北海道教育大学岩見沢校と市の連携により考案された「ひゃっぴい体操」

#### 基本施策

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 社会保障制度の適正な運営
- 6 地域医療体制の充実

### 基本目標5 (都市基盤・環境)

## 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

快適かつ安全に暮らすことのできる都市基盤の構築に向け、利便性の高い市街地や快適な居住環境の形成、道路・橋梁の適正な整備と維持管理、公共交通の利便性の向上及び上下水道の適正運営に努めます。

また、緑豊かな自然環境の維持・保全に努めるとともに、循環型社会の形成を推進します。さらに、本市の強みである高度 ICT 基盤を活用し、様々な地域課題の解決に取り組みます。



▲いわむざわ公園内のバラ園

#### 基本施策

- 1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成
- 2 快適な道路環境の確保
- 3 公共交通の利便性の向上
- 4 上下水道の適正な運営
- 5 緑豊かなまちづくりの推進
- 6 環境の保全と循環型社会の形成
- 7 地域情報化の推進

### 基本目標3 (産業経済・交流)

## 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

人口減少社会の克服には、経済の活性化や定住・交流人口の増加による地域の活力の創出が不可欠です。

関係団体や事業者とも連携し、農業・商工業の振興を図るとともに、新産業の創出や企業立地を推進し、雇用の拡大に努めます。また、観光の振興や中心市街地の活性化を通じた賑わいの創出を図るとともに、移住・定住の促進に向けた多様な施策を展開します。



▲稲刈り作業

#### 基本施策

- 1 農林業の振興
- 2 商工業の振興と中心市街地の活性化
- 3 新産業の創出と企業立地の推進
- 4 雇用の拡大と就業環境の充実
- 5 地域資源を活かした観光の振興
- 6 移住・定住の促進
- 7 国際・地域間交流の推進

### 基本目標6 (市民参画・行財政運営)

## 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

市民と行政との協働によるまちづくりの推進に向け、積極的な情報発信の充実と市民が市政に参画する機会の拡充を図ります。

また、行財政改革の取組みを進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。



▲情報公開コーナー（本庁舎）

#### 基本施策

- 1 開かれた市政の推進
- 2 持続可能な行財政基盤の確立

(出所) 岩見沢市「第6期岩見沢市総合計画」

こうした岩見沢市の計画を基に、そらまめカンパニーの事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、〈基本目標 1 地域で支え合う安全・安心なまち〉や〈基本目標 3 活力と賑わいに満ちた魅力あふれるまち〉のほか、〈基本目標 5 自然と調和した快適で暮らしやすいまち〉への取組みが認められると考えられる。

〈基本目標 1〉について、そらまめカンパニーグループでは、多様な人材の活用を推進している。特に、女性の活躍には注力しており、〔基本施策：男女共同参画社会への実現〕に取り組んでいるといえる。

〈基本目標 3〉では、グループを含めた社内教育の推進を通じて、ワークライフバランスや働き方改革の取組みを促し、労働環境の改善と人材育成の強化を図っていることが、〔基本施策：雇用の拡大と就業環境の充実〕に資する取組みと考えられる。さらに、そらまめカンパニーでは積極的な地元採用を行っており、こうしたことも基本施策への取組みを通じ、地域社会へ貢献していると考えられる。

〈基本目標 5〉では、そらまめカンパニーの本業である廃棄物処理サービスの安定した提供を実施しているほか、二酸化炭素排出削減目標の設定、DX 推進によるペーパーレス化の進展などが取組みとして評価できる。こうした取組みは、〔基本施策：環境の保全と循環型社会の形成〕、〔基本施策：緑豊かなまちづくりの推進〕、〔基本施策：魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成〕に該当する。

このように、そらまめカンパニーでは、自社の事業を通じて岩見沢市の掲げる計画に対して十分に貢献していると考えられる。

## 5. 【そらまめカンパニー】のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

そらまめカンパニーは、江本社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトレダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組み内容の抽出を行っている。取組み施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、江本社長を最高責任者として全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、江本社長が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

サプライチェーンの観点では、環境汚染や人権問題などに配慮された収集・運搬、中間処理、最終処分をすることが責務であるとの認識の下、収集・運搬における環境・社会配慮を行っているほか、最終処分における環境・健康配慮を行っている。

【そらまめカンパニー】の責任者	代表取締役 江本 勝典
【そらまめカンパニー】のモニタリング担当者	代表取締役 江本 勝典
銀行に対する報告担当者	代表取締役 江本 勝典

## 6. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行とそらまめカンパニーの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定はない。 定例訪問などを通じて情報交換を行う。
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施する。
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討する。

以上

## 第三者意見書

2023年3月24日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社そらまめカンパニーに対する  
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が有限会社そらまめカンパニー（「そらまめカンパニー」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的

で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、そらまめカンパニーの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、そらまめカンパニーがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

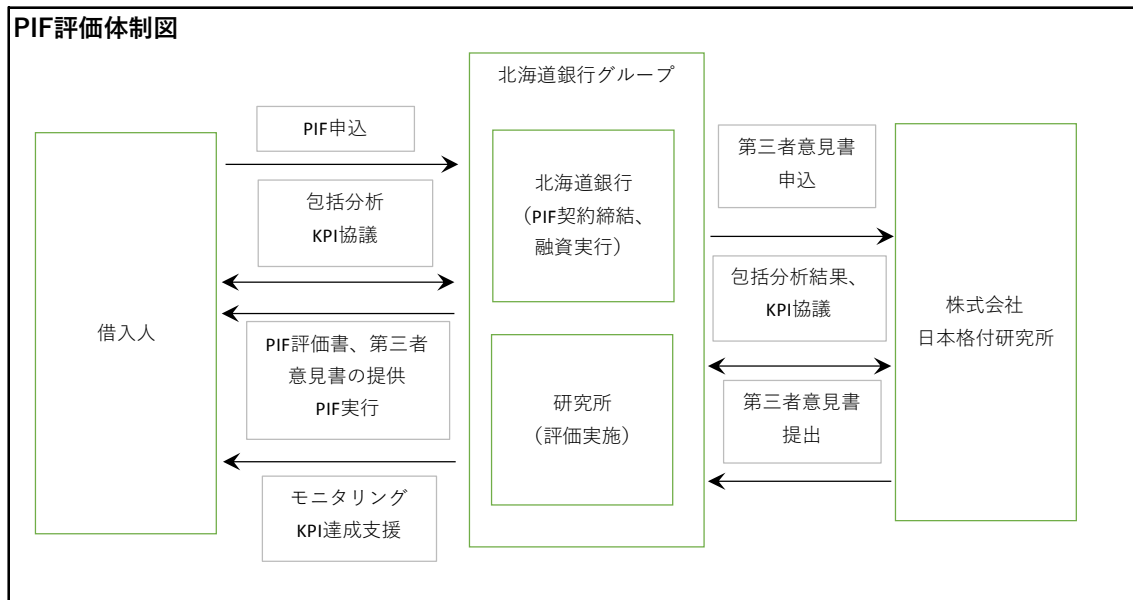
---

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所  
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

---

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるそらまめカンパニーから貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジテ



# JCR Sustainable PIF for SMEs

イブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則  
環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル